

令和7年5月23日から盛土規制法（正式名称：宅地造成及び特定盛土等規制法）の長崎県における運用が始まりました。

運用が始まると、宅地や農地など土地の用途にかかわらず一定規模以上の盛土等（盛土・切土や一時的な土石の堆積）を行う場合は、事前の許可が必要となります。（農地及び採草放牧地において行われる通常の営農行為（通常の生産活動並びにほ場管理のための耕起、代かき、整地、畝立、けい畔の新設、補修及び除去、表土の補充）は規制対象外です）

また、規制区域の指定日に、盛土規制法の許可の対象となる工事（盛土・切土や一時的な土石の堆積）を行っている場合は、指定日（令和7年5月23日）から21日以内に届出が必要になります。

■規制区域のイメージ



宅地造成等工事規制区域

市街地や集落など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア

特定盛土等規制区域

地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア等

基本的な方針（農林水産省・国土交通省告示第5号）

盛土等に伴う災害から人命を守るため、リスクのあるエリアは、できる限り広く、規制区域に指定

※盛土規制法の概要や詳細な規制区域図は、
長崎県盛土対策室ホームページをご覧ください。



【問合せ先】長崎県 土木部 盛土対策室 TEL：095-894-3133

県央地域 堆肥供給者リスト

県央地域にも畜産農家の良質な堆肥があります。
地域内の堆肥をご利用ください。



◆県央地域の堆肥供給者リストについては
右記のQRコードへアクセスしてください

◆肥料の品質の確保等に関する法律第22条に係る特殊肥料の生産者
で、掲載希望があった方を掲載しています



▶価格、在庫、配達等につきましては各生産者に直接お問い合わせください